

札幌市子ども・子育て会議について

1 会議概要

札幌市における子ども施策の推進に必要な事項等について協議する場として、「子ども・子育て支援法」及び「札幌市子ども・子育て会議条例」に基づき、平成 25 年 9 月に設置。委員任期は 2 年間であり、令和元年 9 月より 4 期目に入る。

平成 27 年 4 月からは、「札幌市社会福祉審議会」の所管事務であった、児童福祉法に基づく児童福祉に係る事項等についての審議を、子ども・子育て会議に移管。これに伴い、委員定員数を 31 人以内としている。

なお、平成 27 年 7 月からは、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめによる重大事態に関する再調査についても、当会議にて実施することとしている。

2 本会議・部会の設置及び審議事項

「さっぽろ子ども未来プラン」の策定・変更・進行管理等を審議いただく本会議のほか、条例第 9 条に基づき、5 つの部会を設置する。

各部会の審議事項は、「裏面」に記載のとおり。

3 会議の公開について

会議（部会を含む）は、札幌市情報公開条例に基づき、原則として公開とする。

ただし、審議の内容が許可、認可等の審査に係るもの、その他、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、会長（部会長）が会議に付議し、委員の了承を得て非公開とすることができる。

非公開の審議が決定したときは、委員は守秘義務が課されることから、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

4 議事録について

会議の議事録は、事務局が作成した議事録案を出席員が確認し、会長が承認することにより確定する。

議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

5 委員の身分について

委員は、地方公務員法に基づく「特別職の地方公務員」に該当する。

【参考】子ども子育て会議の構成及び審議・議決事項一覧

子ども子育て会議

- 子ども・子育て支援事業計画（さっぽろ子ども未来プラン）の策定・変更・進行管理
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に関する事項 等

認可・確認部会

- * ① 子ども・子育て支援法に基づく確認
- * ② 認定こども園の認可・認定
- ③ 認定こども園の設備及び運営の基準
- ④ 地域型保育事業の設備及び運営の基準
- ⑤ 施設型給付を受ける施設等の運営の基準
- ⑥ 保育所の設備及び運営の基準
- * ⑦ 保育所・地域型保育事業の認可等
- * ⑧ 児童福祉施設（保育所等に限る）の整備計画の承認
- ⑨ 児童福祉施設（保育所等に限る）の事業の停止等

放課後児童健全育成事業部会

- ① 放課後児童健全育成事業に関する事項

児童福祉部会

- ① 児童福祉に関する事項の調査審議
- * ② 児童福祉施設(保育所等以外)の整備計画の承認
- ③ 出版物等の推薦又は出版社等への勧告
- ④ 児童福祉施設(保育所等以外)の事業の停止等
- ⑤ 母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議
- * ⑥ 母子父子寡婦福祉資金の貸付の取消
- ⑦ 母子保健に関する事項の調査審議
- * ⑧ 里親の認定
- * ⑨ 児童虐待による死亡事例等の検証についての審議

処遇部会

- * ① 児童の措置等
- * ② 被措置児童等虐待

いじめ問題再調査部会

- * ① いじめによる重大事態に関する調査についての再調査等

※ 「*」は、部会の決議が「札幌市子ども・子育て会議」の決議となる事項